

傍 聴 要 領

花巻市特別職報酬等審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合は、退場していただく場合があります。

3 遵守事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てたりして、議事の進行を妨害しないこと。
- (3) 会場内では、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場内では、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 その他

審議において、内容を公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合は、会議の公開基準に基づき、審議会の決定により一部を非公開とする場合があります。